

# 現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

建設工事の施工に伴い工事現場に配置する「現場代理人」及び「主任技術者」等については、関係法令の規定に注意し、適正に事務処理されるようお願いいたします。

## 1 現場代理人の選任と配置について

現場代理人については、工事現場に常駐することとなっていますので、現場代理人に選任された場合は、当該工事が完了するまでの間は、他の工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者を兼ねることはできませんので、注意してください。

## 2 主任技術者、監理技術者の配置について

建設工事を施工する際は、建設業法第 26 条の規定に基づき、元請・下請を問わず主任技術者又は監理技術者を配置することが義務付けられていますので、他の工事現場での配置状況をよく確認してください。

## 3 主任技術者、監理技術者の専任配置について

公共機関が発注する工事で、1 件の請負代金額が建築一式工事で 7,000 万円以上、その他の工事で 3,500 万円以上の場合は、建設業法第 26 条第 3 項の規定により、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任で配置することが義務付けられていますので、注意してください。

なお、不明な点がある場合は、事前に工事担当課に確認してください。